

履行保証人に関する条項

(履行保証人)

第1条 丙は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると甲が判断したときは、乙に代わって本業務を履行することを保証する。また、甲は、丙に対して、本業務を完行することを請求することができる。

- (1) 食中毒等の本業務の履行上に重大な過失があったとき、又は不手際が重なったとき。
- (2) 食中毒等が発生し、原因が特定されない場合において、引き続き、乙に業務を履行させることが適当でないと、甲が判断したとき。
- (3) 違法行為により、行政庁の処分を受けたとき。
- (4) 本業務に関して、乙又は乙の従業員に、不正又は不当な行為があったとき。
- (5) 本業務の履行にあたり、甲の職務の遂行を妨げたとき。
- (6) 乙について、破産、民事再生、会社更生、会社整理及び特別清算のいずれかの申立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
- (7) 乙が、書面による甲の承諾を得ずして、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせたとき。
- (8) 甲が、乙の本業務の履行について、不適当な点があると判断し、乙に、必要な措置をとることを求めたが、甲が指定する日までに改善措置がとられないとき、又は一時的に改善が見られても、同様の改善指示が繰り返されるとき。
- (9) 乙が、本業務の履行を通じて知り得た、甲の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用したと、甲が判断したとき。
- (10) 正当な理由がなく、本業務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が判断したとき。
- (11) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (13) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (16) 物品等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が、前各号（第1号から

第 10 号までを除く。) のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(17) 乙が、前各号(第 1 号から第 10 号までを除く。) のいずれかに該当する者を物品等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して、当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(18) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令)を行い、当該命令が確定したとき。

(19) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(20) 前各号のほか、本契約に違反し、又は本契約の目的を達成することができないと、甲が判断したとき。

(本契約の履行保証人への適用)

第 2 条 丙が、乙に代わって、本業務を履行したときは、甲及び乙に関する本契約の規定を、甲及び丙の間に適用する。

2 丙は、契約代金その他の契約内容の変更を甲に求めてはならない。

(乙の賠償責任)

第 3 条 乙の本業務の不履行が、その責めに帰すべき事由による場合には、丙が乙に代わって履行を完了した場合においても、甲が損害を受けたときは、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(履行保証人の資格の喪失)

第 4 条 丙が、次の各号のいずれかに該当するときは、履行保証人たる資格を失う。

(1) 営業の消滅その他により、本業務の履行を保証できなくなったとき。

(2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理及び特別清算のいずれかの申立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったとき。

(3) 第 1 条第 1 項第 11 号から第 19 号までのいずれかに該当するとき。

(4) 履行保証人として、甲に不適当とされたとき。

2 前項の規定により、丙がその資格を失ったときは、乙は、延滞なくその補充をしなければならない。

(履行保証人への代金の支払)

第 5 条 丙が、乙に代わって本業務を履行したときは、甲は、その部分にかかる代金を丙へ支払うものとする。